

平成 28 年度 第 2 回 焼津市下水道使用料等審議会

日時：平成 28 年 7 月 19 日（火）

午後 2 時 00 分～

会場：焼津市水道庁舎 2 階災害対策室

1 開会

2 あいさつ

3 審議 ・焼津市の下水道使用料について（説明）
（1）改定の経緯
（2）経営の状況
（3）経営の健全化
（4）「下水道使用料算定の基本的考え方」による試算
・その他

4 閉会

焼津市環境部下水道課
計画管理担当 電話 054-624-8300
FAX 054-624-8305
e-mail: gesui@city.yaizu.lg.jp

焼津市の下水道使用料について

(1) 改定の経緯

公共下水道は健康で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質の保全を図るために大切な役割を担う都市施設ですが、一方で、家庭や事業所からの汚水の排除処理という専ら個人的な利益を提供する施設でもあります。

そのため、国は汚水処理に関する維持管理費と起債（借入金）の元利償還費を家庭や事業所から徴収する使用料算定の対象とすることが適当としています。

しかしながら、焼津市では平成5年4月に維持管理費の回収を目的として改定してから公共下水道使用料改定が行われておらず、元利償還費を含めた汚水処理の費用に対する使用料収入での回収率は、わずかに38.5%に止まっており、県内の他の市町と比べても低い回収率となってしまうています。（4ページ参照）

このため、使用料の適正化を図るためには、汚水処理に関する維持管理費と起債（借入金）の元利償還費を賄える使用料単価を設定する必要がありますが、あまりに高額（約274円/m³：3ページ）となり現実的でないため、まずは、使用料単価150円/m³（別紙1下段）に引き上げるよう、要請があります。

用語の解説

汚水維持管理費：管渠費（修繕費、委託料等）、ポンプ場費（動力費、修繕費、委託料等）、処理場費（給与費、動力費、修繕費、材料費、薬品費、委託料等）、その他（給与費、委託料等）のうち汚水処理に関する維持管理費です。

汚水資本費：汚水処理に関する起債（借入金）の元利償還費です。

有収水量：下水道で処理した汚水のうち、どこから流入したか分からない不明水を除いた、使用料収入の対象となる水量をいいます。

汚水処理原価：汚水維持管理費と汚水資本費を足した金額を有収水量で除した金額で、1 m³の汚水（有収水）処理に掛かった費用です。

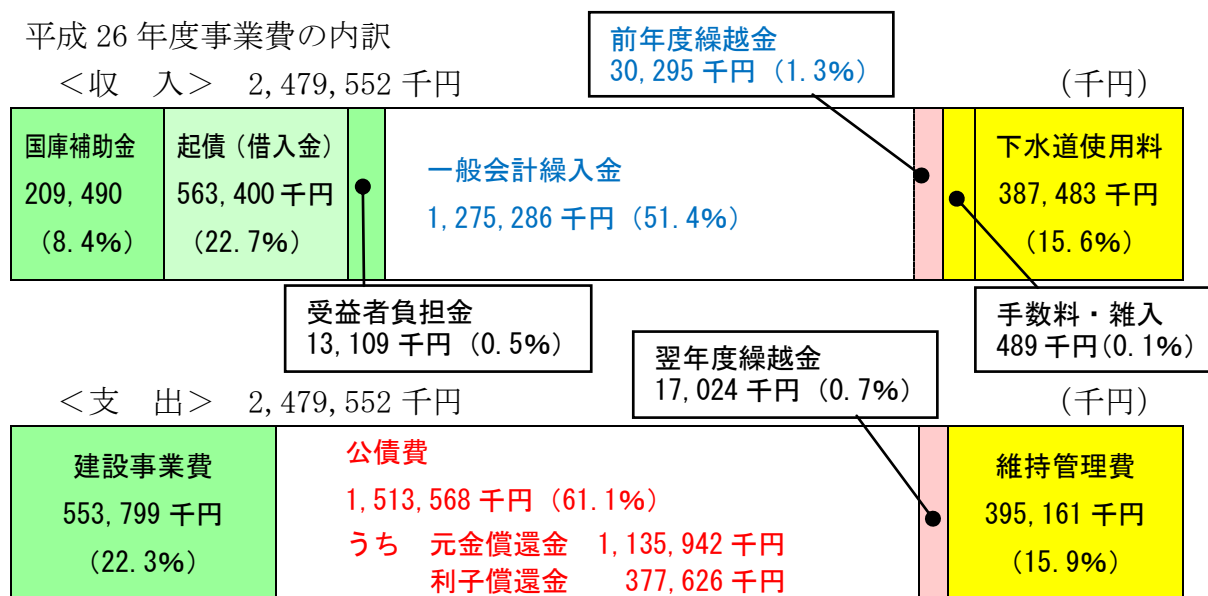
(2) 経営の状況

下水道事業特別会計の状況

焼津市の下水道事業の平成26年度決算額は、収入の51.4%が一般会計からの繰入金で、次いで起債が22.7%、下水道使用料による収入はわずかに15.6%でした。

支出は61.1%を借入金の償還金である公債費が占め、次いで建設事業費22.3%、維持管理費15.9%でした。

平成26年度事業費の内訳



※維持管理費には一般管理費、汚水処理費用、雨水費用、修繕費を含みます。

下水道使用料収入以外の財源

一般会計繰入金

一般会計から下水道事業特別会計へ繰入れられる資金のことです。

起債

下水道の建設事業費の財源は、国費(補助金)、起債(借入金)、受益者負担金などにより賄われていますが、その中で最も大きな割合を占めるものが起債です。起債の発行は、世代間の負担の公平や財政運営の健全性を目的としており、その元利償還金について使用料算定の対象となります。

国庫補助金

下水道は、浸水を防除し、生活環境の改善を図るなど、地域住民が大きな便益を享受する施設であるため、その整備や維持管理は市で行っていますが、一方で公共用水域の水質を保全するなど、国民が等しくその整備を望むものであるため、国から下水道の整備等に係る事業に補助金が交付されています。そのような財源であるため、使用料算定の対象とはなりません。

下水道使用料収入による汚水処理費用の回収率

(単位：千円)

年 度		平成 26 年度
下水道使用料収入（消費税額を含む）		① 387,483
経 費	汚水維持管理費	② 375,597
	汚水資本費（元利償還費）	③ 630,075
	汚水処理費用	②+③= ④ 1,005,672
収 支 差 引	使用料収入－汚水維持管理費	①－② 11,886
	使用料収入－汚水処理経費	①－④ -618,189
経費回収率	対汚水維持管理費	①／② 103.2%
	対汚水処理費用	①／④ 38.5%
一般会計繰入金（汚水分）		⑤ 351,039
起債（借入金）その他の資金		④－（①+⑤） 267,150
有収水量（千m ³ ）		⑥ 3,666
有収水量 1 m ³ あたり使用料収入（使用料単価）		①／⑥（円/m ³ ） 105.7

焼津市の平成 26 年度の下水道使用料収入 387,483 千円に対し、必要とした汚水処理費用は 1,005,672 千円であり、その不足額 618,189 千円を市の一般会計からの繰入金や起債（借入金）などで賄っています。

汚水処理費用の 6 割を一般会計繰入金や起債などで賄うということは、下水道使用者が本来賄うべき費用を普段公共下水道が利用できない下水道区域外の方々から、負担していただいで運営していることとなり、不公平を生じています。

また、下水道事業は特別会計を設け、その経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないという独立採算性の原則の観点からも、好ましくない状況であると言えます。

平成 26 年度の有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理費用	
汚水処理原価（④／⑥）	1,005,672 千円／3,666 千 m ³ = <u>274.3 円/m³</u>
うち	
維持管理費分（②／⑥）	375,596 千円／3,666 千 m ³ = 102.4 円/m ³
資本費分（③／⑥）	630,075 千円／3,666 千 m ³ = 171.9 円/m ³

仮に使用者からの費用負担で全てを賄うとして、一般家庭の平均使用水量である 20 m³/月を約 274 円/m³の使用料単価として計算すると 5,480 円となり、現在の焼津市の 1,965 円（使用料単価 91 円/m³）と比べ約 3 倍の負担となります。

県内市町の汚水処理原価に対する回収率（H26 年度決算）

(円/m³)

市町名 (改定年度)	使用料 単 価	順 位	汚水処理原価			順 位	使用料 回収率	順 位	処理人口1人 あたりの 汚水処理費用	順 位
			維 持 管理費	資 本 費	合 計					
富士市 (H26)	133.3	9	68.7	47.0	115.7	27	115.2%	1	12,124 円	28
浜松市 (H24)	138.8	6	53.6	71.9	125.5	26	110.6%	2	14,011 円	26
静岡市 (H18)	151.4	2	61.3	82.6	143.9	23	105.2%	3	15,412 円	23
森町 (H21)	119.9	15	114.8	0.0	114.8	28	104.4%	4	8,167 円	29
熱海市 (H21)	163.5	1	71.9	91.7	163.6	19	99.9%	5	45,124 円	2
三島市 (H17)	110.2	19	76.8	51.4	128.2	25	86.0%	6	14,225 円	25
伊東市 (H25)	73.6	29	46.3	50.7	97.0	29	75.9%	7	19,935 円	19
裾野市 (H10)	115.4	17	112.6	46.1	158.7	20	72.7%	8	12,632 円	27
富士宮市 (H13)	113.8	18	84.2	74.5	158.7	21	71.7%	9	15,604 円	22
小山町 (H11)	141.4	5	144.8	69.2	214.0	14	66.1%	10	25,290 円	12
伊豆の国市 (H17)	84.8	28	94.8	37.7	132.5	24	64.0%	11	22,535 円	15
長泉町 (H5)	95.2	25	103.2	46.8	150.0	22	63.5%	12	14,466 円	24
沼津市 (H26)	103.1	21	80.0	93.1	173.1	16	59.6%	13	20,529 円	18
掛川市 (H20)	149.6	3	142.0	110.1	252.1	10	59.3%	14	25,505 円	10
御前崎市 (H16)	97.2	24	109.3	62.1	171.4	17	56.7%	15	19,831 円	20
磐田市 (H22)	126.8	12	96.9	130.6	227.5	12	55.7%	16	21,811 円	16
函南町 (H9)	91.5	27	101.3	65.5	166.8	18	54.9%	17	16,740 円	21
清水町 (H23)	118.2	16	96.2	128.2	224.4	13	52.7%	18	24,173 円	13
菊川市 (H16)	135.7	7	170.7	122.0	292.7	8	46.4%	19	23,419 円	14
伊豆市 (H22)	93.8	26	139.8	72.7	212.5	15	44.1%	20	36,096 円	4
藤枝市 (H20)	126.8	13	81.6	213.0	294.6	7	43.0%	21	32,027 円	6
下田市 (H20)	144.2	4	159.3	189.0	348.3	4	41.4%	22	33,183 円	5
袋井市 (H28)	99.8	23	122.3	123.7	246.0	11	40.6%	23	21,388 円	17
御殿場市 (H6)	127.8	11	122.6	205.9	328.5	6	38.9%	24	27,087 円	8
焼津市 (H5)	105.7	20	102.4	171.9	274.3	9	38.5%	25	31,502 円	7
湖西市 (H25)	124.3	14	152.2	178.1	330.3	5	37.6%	26	25,431 円	11
島田市 (H26)	133.6	8	190.6	182.3	372.9	3	35.8%	27	38,740 円	3
南伊豆町 (H13)	130.8	10	262.3	118.3	380.6	2	34.4%	28	48,150 円	1
吉田町 (H7)	102.3	22	128.9	262.1	391.0	1	26.2%	29	26,218 円	9

「平成 26 年度市町財政の状況」より

< 指標の算出方法 >

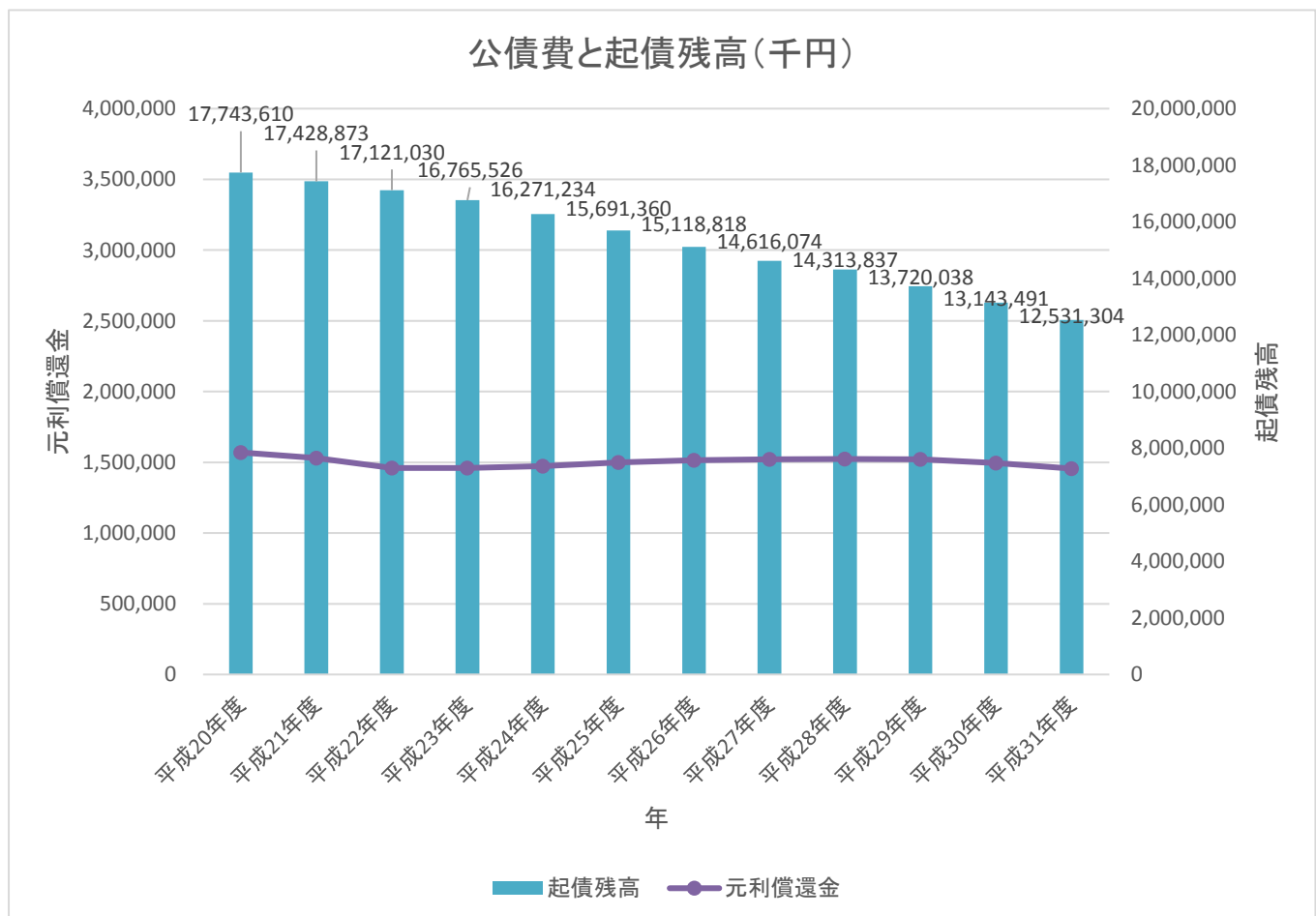
- ・ 使用料単価 (円/m³) = 使用料収入 (387,483 千円) / 年間有収水量 (3,666 千 m³)
- ・ 汚水処理原価 (円/m³) = 汚水処理費用 (1,005,672 千円) / 年間有収水量
- ・ 使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費用
- ・ 処理人口 1 人あたりの汚水処理費用
= 汚水処理費用 (1,005,672 千円) / 処理区域内人口 (31,924 人)

起債償還額表

(千円)

年度	借入金	元金	利子	元利償還金	起債残高
平成 20 年度	716,000	974,321	595,336	1,569,657	17,743,610
平成 21 年度	685,100	999,837	529,075	1,528,801	17,428,873
平成 22 年度	689,300	997,144	462,127	1,459,271	17,121,030
平成 23 年度	658,900	1,014,404	445,078	1,459,482	16,765,526
平成 24 年度	552,800	1,047,092	425,841	1,472,933	16,271,234
平成 25 年度	516,200	1,096,074	403,144	1,499,218	15,691,360
平成 26 年度	563,400	1,135,942	377,626	1,513,568	15,118,818
平成 27 年度	667,700	1,170,444	349,820	1,520,264	14,616,074
平成 28 年度	891,100	1,193,337	329,021	1,522,358	14,313,837
平成 29 年度	612,600	1,206,399	315,337	1,521,736	13,720,038
平成 30 年度	626,900	1,203,447	292,231	1,495,678	13,143,491
平成 31 年度	573,100	1,185,287	270,404	1,455,691	12,531,304

※起債残額は借入金及び元金償還金による。



(3) 経営の健全化

焼津市では、経費節減を行うと共に、下水道事業の代表的な財政指標（詳細は別紙3のとおり）を用いて事業の分析を行い、経営の健全化を目指しています。

経費節減

職員定数の管理

下水道課職員の定数管理については、事務事業の見直しやさらに民間委託（民間的経営手法の導入）を検討し、職員を適正に配置するとともに、必要最小の人員で行っています。

年度	H15~17 (基準年)	H18	H19	H20~22	H23~26
職員数(人)	19	18	17	16	13
人件費(千円)	116,614	109,411	117,995	105,756	100,762
縮減効果	—	△7,203	1,381	△10,858	△15,852

※平成19年度は大規模工事及び市町合併事務処理による一時的な人件費の増加による。

下水道使用料徴収業務

平成18年度から上水道料金・下水道使用料を一体として請求・徴収し、経費を節減しています。

年度	H17 (基準年)	H18	H19	H20	H21
徴収経費(千円)	10,016	8,180	9,532	8,628	8,572
縮減効果	—	△1,836	△484	△1,388	△1,444
年度	H22	H23	H24	H25	H26
徴収経費(千円)	8,550	10,879	8,325	8,527	8,218
縮減効果	△1,466	863	△1,691	△1,489	△1,798

※平成23年度は検針用端末購入費含む。

下水処理場委託料

下水処理場管理については、専門業者への委託管理により経費を節減しています。

年度	H22	H23	H24	H25	H26
委託料(千円)	286,675	281,482	274,959	276,209	281,711

また、下水処理場で汚水を浄化する際に発生する汚泥は脱水して減量し、処分運搬費用を抑えるとともに、セメントや肥料などの資材に100%リサイクルしています。

(4) 「下水道使用料算定の基本的考え方」による試算

「下水道使用料算定の基本的考え方」は、下水道使用料算定の基本原則である下水道法第20条第2項の規定、及び下水道財政研究委員会の提言に基づき、昭和62年に建設、自治両省が協議のうえ作成した、各地方公共団体における下水道使用料算定の基礎となるもので、今回の試算は、総務省と社団法人日本下水道協会の協議により改定された方法により行いました。

試算結果

「下水道使用料算定の基本的考え方」による試算の結果（詳細は別紙4のとおり）は試算料率表のとおりでした。

試算料率表

水量区分 (m ³ /月)		現行	試算	率	
0～ 10	基本使用料	910 円	844 円	-7%	
11～ 100	従 量	1 m ³ あたり	91 円	354 円	289%
101～1000		1 m ³ あたり	110 円	361 円	228%
1001～		1 m ³ あたり	117 円	312 円	167%
公衆浴場	基本使用料	910 円	844 円	-7%	
	10 m ³ を超える分	46 円	177 円	285%	

※単価は消費税を含まない。

試算料率表による 20 m³/月の下水道使用料は 4,384 円/月（税抜き）となり、現行使用料の 1,820 円/月に対し、2,564 円高く、県内平均の 2,070 円/月に対しても 2,314 円高い料金となりました。

$$\text{基本使用料 } 844 \text{ 円} + (10 \text{ m}^3 \times 354 \text{ 円/m}^3) = 4,384 \text{ 円/月}$$